



竜王町公告

竜王町立地適正化計画策定支援業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和7年7月1日

竜王町長 西田 秀治



1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 竜王町立地適正化計画策定支援業務
- (2) 業 務 内 容 竜王町立地適正化計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）および竜王町立地適正化計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和9年3月25日まで
- (4) 見積上限額 業務委託料は、12,936,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とし、本町が別に定める予定価格の範囲内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 滋賀県内に本店または営業所がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者
- (3) 令和7年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
- (4) 契約締結までの間のいずれの日においても、竜王町建設工事等指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる

ものでないこと。

- (6) 自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出および当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）。
- (7) 地方公共団体が発注した立地適正化計画の策定に関する業務を受託し、完了した実績が1件以上あること。

3 選定方法

審査委員会を設置し、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の受託候補者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、受託候補者とししない。

4 応募手続き等

- (1) 担当課（書類の提出先および問い合わせ先）

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町建設計画課

電話 0748-58-3716 ファクシミリ 0748-58-2646

電子メールアドレス kensetsu@town.ryuoh.shiga.jp

- (2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年7月1日から令和7年7月25日までの午前9時から午後5時まで。ただし、竜王町の休日を定める条例（平成元年竜王町条例第26号）に規定する本町の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ（竜王町ホームページにおいてもダウンロード可）。

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限および回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。なお、送付後は必ず電話で受信確認を行うこと。

ウ 質問期限

令和7年7月9日（水）午後5時まで
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

各事業者からの質問を全てまとめて、質問者名を伏せた上で質問内容を含めて本町のホームページに掲載する。

オ 回答日

令和7年7月11日（金）

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書 1部
- (イ) 企画提案書 8部（正本1部、コピー7部）

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法および期限

(ア) 参加申込書 電子メールまたは郵送により、令和7年7月18日（金）までに提出すること。

(イ) 企画提案書 郵送または持参により、令和7年7月25日（金）までに提出すること。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年7月31日（木）

イ 実施場所 竜王町総合庁舎西館2階207会議室

ウ 提案時間 15分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和7年8月5日(火) 予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差替えおよび再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。